

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和四年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
幸脇 健次	御所市	御所市大字西北窪三五〇番	
大谷 和史	大阪府富田林市	御所市大字増三七七番一ほか二筆	
大谷 和史	大阪府富田林市	御所市大字檜原一三〇七番ほか二筆	

二 認可年月日

令和四年七月十一日